

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第4回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成29年11月10日（金）13:00～14:30
開催場所	寒川町町役場 本庁舎2階 災害対策本部室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：森会長、長谷川委員、山根委員、長田委員、鈴木委員 小川原委員、牧野（賢）委員、牧野（祐）委員、 山本委員、石川委員、中野委員、佐藤委員</li> <li>・ オブザーバー：【湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター】亀岡氏 【相談支援事業所ゆいっと】佐藤氏</li> <li>・ 事務局：【福祉課】内田課長、千野主査、執行主任主事、木内主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】木下 【相談支援事業所ゆいっと】田中、齋藤</li> <li>・ 欠席：内山副会長、大西委員、南委員、湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター尾上氏、生活相談室すまいる安田氏</li> </ul>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議事録承認委員について</li> <li>(2) 寒川町障がい者福祉計画について</li> <li>(3) 平成29年度第2回ワーキンググループの経過報告について</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. パブリックコメント実施に向け、寒川町障がい者福祉計画（案）について了承された。</li> <li>2. 相談支援体制に関するアンケート結果についての報告方法について了承された。</li> </ol>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会 事務局：本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので平成29年度、第4回寒川町自立支援協議会を始めさせていただきます。会議の進行にあたり資料の確認を事務局</li> </ol>

より最初にさせていただきます。

事務局：事前配布資料【資料1】【資料2】【資料3】本日配布資料【資料4】【資料5】その他【資料1正誤表】【社会福祉法人翔の会 2017年度地域セミナー】以上ですべてとなります。不足分等ございましたらご用意いただきます。よろしいでしょうか。会議中でも不足がありましたらお知らせください。

事務局：続きまして次第2の会長挨拶にうつらせていただきます。以降につきましては会長の方で進行の方お願いいたします。

## 2. 会長挨拶

会長：皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、第4回寒川町自立支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。前は私事ですが、所用により協議会を欠席させていただきました。大変申し訳ございませんでした。障がい者福祉計画の見直しにつきまして前は多くのご意見をいただいたという事で、事務局的には大変苦労されたのではないかと思います。より良い計画づくりに向けて、これも必要であると思います。今回皆様から提言いただきました内容をふまえて、日程の都合上、最終的な案として事務局で整理しているので、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に委員の出席状況について事務局の方からご報告をお願いいたします。

事務局：本日の欠席者は内山副会長、大西様、南様の3名の方となりますが、委員の過半数が出席されておりますので、本会議が成立していることを報告いたします。

会長：次に、傍聴者について本日は希望なしとうかがっておりますが。

事務局：本日、傍聴の希望者はございません。

会長：傍聴者はいらっしゃらないということでございますので、議題に入らせていただきたいと思います。

## 3. 議題

### (1) 議事録承認委員について

会長：記事録承認委員につきまして事務局からお願いいたします。

事務局：今回につきましては、山根様、長田様この2名にお願いしたいと思います。

会長：よろしくをお願いいたします。

### (2) 寒川町障がい者福祉計画について【資料1】

会長：寒川町障がい者福祉計画について事務局の方からお願いいたします。

事務局：配布させていただいた【資料1】を説明させていただきます。第1章と第2章、第3章と第4章、第5章といった形で、2章ずつに区切って説明し、その度皆様からの意見をいただこうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、第1章をご覧ください。資料ですが、前回の会議時に既に変更されている所に関しては、下に波線があります。今回の変更箇所につきましては黒塗りの白文字になっております。こちらの変更点を主に説明させていただきます。P3（4.計画の位置づけ）下段、以前は地域福祉活動計画と記載しておりましたが、「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」と記載変更をするとともに、障がい者福祉計画の位置づけが変更になっておりますので下の図も変更しています。P5（6.計画の対象者）前回の協議会で計画の対象者として発達障がい（自閉症スペクトラム症）という表記が正しいのかどうかご意見をいただきましたので、発達障がい（自閉スペクトラム症）と記載の整理をいたしました。P12（2）計画の推進体制④関係機関との連携について、前協議会で町民とは別立てボランティアの表記について質問させていただきました。町民とは別に、皆さんに広く協力をしてもらうため、ボランティアという単語をあえて残し、相互の連携やボランティア等の協力を図りながらという表現をとらせていただきました。第1章は以上です。

続けて第2章の説明をさせていただきます。P13（2）障がい者数の推移ですが、この中で精神障がい者の数が平成26年から27年に対して減っているのは何故かという質問が前協議会でありました。平成26年度までは、県の精神保健福祉センターが発表している精神障害手帳取得者数の一覧表の数字を掲載していました。その一覧表には、町が管理していないもの、住所地特例のようなグループホームに入居されている方など町が把握していないにも関わらず、県としては記載の住所が寒川町であることから計上されてしまっているものも含まれていましたが、町が直接支援している方の人数を載せる方が適していると考え、平成27年度からは町が直接支援している精神障害手帳取得者の数に変更となっております。前協議会にて、65歳以上、高齢の方が手帳を取得する事に対しての表記をするべきではないかというご意見をいただきましたが、スペースの都合上、表で示すことが難しいため、文章により表記しています。文章表記については別紙の【資料1正誤表】をご覧ください。『平成28年度中の1年間において、身体障害者手帳を新規で取得した人は95名で、そのうち18歳以下が5人、19歳から64歳まで

の方が23人、65歳以上の方が67人の取得となっています。65歳以上の方が68.4%を占めており、高齢に伴う障がいにより、手帳を取得する人が増えている傾向があります。』この記載を加えさせていただきます。P16(3)障がい者数の将来推計ですが、平成32年の寒川町の人口の推計を考慮せず計算していた為、改めて計算した結果、身体障がい者数は1,463人、知的障がい者数は437人、精神障がい者数は407人と記載を変更させていただきます。P182.前障がい者計画の検証については、どこが主管課かわからないというご意見をいただいたため、表内に主管課を加えた点と、実施結果として、行っているもののまだ実施できていないものもあるのではないかとのご意見がありましたので、そちらも整理いたしました。一部説明しますと、表の①広報啓発活動の推進に対しては、障がい者週間に町広報で周知しているものの、認識や認知度については把握できていないと考えるため、実施結果を○から△に変更しました。また、P34実施状況から見た今後の課題の文章についても整理しています。以前は、今後やらなければならないといった表現で記載しておりましたが、今の問題点、差別解消を図るために周知活動が行われてないこと、障がいに対する認知や認識度について把握できていないこと、相談支援に対する周知が十分でないこと、障がいのある子どもに対する体制をはじめとする連携の不足、災害時の問題、障がい者雇用についての課題を書かせていただいた上で、今後取り組んでいくという形での記載としました。その他同様の視点で各項目を見直しております。第1章2章についての変更点は以上です。

会長 : 第1章2章についての皆さんからのご意見ありますでしょうか。

委員 : 前の記載内容よりも現状に則した形に整理されてきたのではないかと  
思います。

委員 : 障がい支援区分の分布も載せていただくと生活の困難さがわかってよ  
いと思うのですが。そのままで載せると詳しくなりすぎるのでしょ  
うか。

事務局 : ページのレイアウトを変えれば載せられると思います。P14、P15あ  
たりに余裕があるので考えていきたいと思います。

委員 : ありがとうございます。支援区分の数字というのは大事だと思うので  
、どれだけ大変な人がいるのかという事がわかると思います。

事務局 : ありがとうございます。

会長 : 他にご意見ありませんでしょうか。なければ次に第3章、第4章につい  
て移ります。

事務局：すみません補足で、今のところで何度見直しても出てきてしまうのですが、障害の害という字について、漢字で書くのか平仮名で書くのかという点ですが、寒川町は基本的に平仮名を使用しておりまして、法律の文章は漢字をそのまま使用している形で統一をしております。この後も変わってないという事が出てくるかもしれませんが、最終的に事務局の方で見直しを行いますのでよろしくお願いいたします。

事務局：第3章と第4章について説明させていただきます。

P35第3章基本理念につきましては、基本目標1『お互いを尊重し理解しあえるまちづくり』のところで、表現を、障がいのある方が生活するために、どこで誰とどのように暮らすかなど、障がいをお持ちの方が自ら選ぶ意思決定支援や、誰もがともに生活できる地域づくりといった表現に変更しております。基本目標2『地域におけるサービスの充実』については、地域での生活が継続できるように、地域から施設への移行、在宅からグループホームといった移行の形がそれぞれあるので表記の整理をいたしました。基本目標3については変更ありません。基本目標4『助け合い・支えあいのあるまちづくり』について、主に子どもから大人までの一貫した支援を行うという記載と、その家庭への支援や障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援という一文を加えております。基本目標5『障がいのある人の自立支援の促進』では、それぞれの障がいの特性に応じた適切な情報発信やコミュニケーションにおける合理的配慮を進める、という一文を加えております。この基本理念に対し、施策の具体的な体系として記載しているのが第4章になります。P39 (1) 啓発・相互理解の促進の下段◆施策の方向◆に関して、入所から地域ではなく、家族や地域生活の移行についての記載をという意見をいただきましたので、障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図りますという文章を加えております。P40◆具体的な施策◆④権利擁護体制の推進については、障がいのある人が誰とどのように生活するかを選択するために、それぞれの障がい特性や環境等に配慮した多様な意思決定支援を継続的に行うことにより、障がいのある人の日常生活並びに社会生活の質の向上を図る旨一文を追加しました。P44 (2) 生活支援については③地域自立支援協議会の強化の中の地域生活支援拠点の説明で、基幹型相談支援センターの設置や包括的な支援体制の整備について検討し準備を進めていくと前向きな表現を加えております。P48③災害時の障がい者の支援体制の整備について、発災時には、地域で避難所に

福祉スペースの確保に努めることを働きかけていくと追加しております。また、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいます。更なる締結に向けて、協議に努めていくと記載しました。災害発生時には、障がいのある人等に対して、地域住民が迅速に情報提供や適切な避難・救助を含めた支援を行うことができる体制の確立を目指しますという文章に変更しております。P50教育・育成◆現状と課題◆では、障がいのある子ども（気になる段階の子どもを含む）という表記に変更しているとともに、P51発達障がいの記載についても整理しました。かながわA（エース）と連携する前に、地域に発達障がい者地域支援マネージャーというものがあり、その活用につきましても今後進めていきたいと考えているため記載の追加をしています。②障がい児通所支援等福祉サービスの充実について、児童発達支援センター機能について、広域的な設置も含めて検討していきますと加えております。P55⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進について、正誤表をご確認いただき、就業実習の場を提供するため、養護学校に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に、寒川総合図書館等公共施設での実習の実施や、寒川町役場での実習を検討していきますという表記に変えております。図書館に関しては実習を行えているのですが、町役場の実習についてはどういった業務が合っているのかという検討もしていない状況ですので、まず、検討から進めていくという内容としております。P56（7）情報・コミュニケーション◆施策の方向◆では、今まで、手話通訳者の養成や聴覚、視覚、言語障がいの方の記載がありませんでしたので、様々な障がいに対応したコミュニケーション支援に努めるという一文を加えるとともに、◆具体的な施策◆②コミュニケーション手段の確保では、発達障がいや知的障がい、または身体障がいで麻痺のある方など、言葉で伝えられない方などに対するコミュニケーションボード視覚的支援の普及に努めますという記載を追加しております。第3章4章の大きな変更点については以上です。

会長：3章4章についてご意見はございますでしょうか。

委員：P52①母子保健の充実、「子どもの心の相談」これは、療育相談に表記を変えていただけますか。

事務局：用語に関してですが、子育て支援課の方で行っている事業になりまして、名称の変更は働きかけをして可能かどうか確認中ですので、回答が出てからの返答でもよろしいでしょうか。

委員：わかりました。

事務局：ありがとうございます。

事務局：変更ができる場合につきましては、今回の会議が終わった後に、パブリックコメントを実施しますので、変更箇所を皆様に手紙にて通知させていただきますご確認できるようにしたいと思います。

委員：P50◆現状と課題◆の言葉の表記で、“気になる段階の子どもを含む”の気になる段階という言葉が語弊を生むのではないか。言いたいこともわかるし盛り込みたい内容であることも理解しているが、例えば、“支援が必要な可能性のある子どもたち”など、何かよい言い回しはないでしょうか。

事務局：以前は“おそれ”という言葉がよくないとなり、こちらに変えさせていただいたところですが、確かに、“気になる段階”と言われて、この会議に参加されている方々はこういった意味なのかは十分理解していただけていると思いますが、一般的な町民の方々がわかるかとなると、おっしゃる通り難しいと思います。他にもこういった表現をしている箇所がありますので、わかりやすい表記に変えさせていただきたいと思います。

委員：親の会でも色々な言葉を考えまして、“発達の遅れが気になる”という意見も出ました。

オブザーバー：参考として2つ話をさせてください。今の表現のところでいうと、範囲にもよりますが、私自身は“発達や発育に心配がある（不安のある）”といった表現の仕方で一般向けには話をしています。もう一つは、P51、2行目、自閉スペクトラム症のあとのアスペルガー症候群は自閉スペクトラム症に含まれるものなので割愛していただいているのではないかと思います。

事務局：そうですね。発達や発育に心配がある、ですと非常にわかりやすく表現できていると思いますので、その言葉に変更させていただくということいかがでしょうか。

委員一同：意義無し

事務局：では、そう変更させていただきます。アスペルガー症候群については、削除という形をとらせていただきますのでよろしく願いいたします。

委員：親御さんや周囲の方にとって心配な子どもという表現になるのかなと思いましたので、良いと思います。

委員：発達や発育の遅れがありそうなお子さんの親御さんが、なんらかの形で言われた際に、うちの子は絶対に違いますとって受け入れてもらえずに、早期に対応していれば学校生活等楽しめたかもしれないとい

う話を聞くことが度々あるので、そのへんの取り組みについて教えていただけたらと思ったのですが。

事務局：寒川町で最初にお子さんの発達の状況が見えてくるのが、定期的に行われる乳幼児の検診となります。少し遅れがあるということもそこでみさせていただき、個別に両親へお話をさせていただきます。実際に遅れや心配のあるお子さんについては、母子保健の保健師から連絡をさせていただき形を取っています。なかなか受け入れてもらいづらい親御さんは確かにいらっしゃって、地道にお話をしつつ、必要な機関に少しでも早くつながっていただけるようにということを心がけているというのが今の町の取り組みとなっています。

委員：P41④権利擁護体制の推進、差別解消法の取り組みについて書かれているのですが、差別解消法の中で、差別解消地域協議会を設置することができるようになっていて、最初のこの協議会の中で、協議会の中に差別解消地域協議会を置くと寒川町も考えているのかどうか不明確であるのと、差別解消地域協議会という言葉が一切出てこないのもそのへんはどうでしょうか。

事務局：4月1日の時点で本協議会に設置している状況です。

委員：そうしたら、この計画の中にもその言葉が入っていないのはどうでしょうか。

事務局：そうですね。この協議会の中で設置がされているものの、事務局の方でも4月以降議題とりあげておりません。町でもこういった取り組みをしたのか等の報告や、今後の取り組み内容等ご意見をいただくべきと考えますので、本計画において協議会の中でも取り組むこととして、一項目追加させていただくとともに、2月の協議会において報告とご意見をいただく場を設けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：他にご意見ございますか。

委員：P53、2行目“障がいを予防するための知識”障がいは予防するものではないと思いますので、障がいを疾病に変えていただけますでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。健康づくりの充実という記載の中ですので、障がいではなく疾病という単語に改めさせていただきます。

委員：P17障がい福祉サービス別支給決定の状況ですが、こればひと月の数字ですね。表示がなかったのだからわからなかったのですが。

事務局：ひと月です。単位が年なのか月なのか、わかるように表記させていただきます。こちらは月別という形になっております。

委員：P29・就学時を対象とした放課後等デイサービス～の就学時は児童の児ではないでしょうか。

事務局：誤字ですので修正させていただきます。

委員：P48③災害時の障がい者支援体制の整備、3行目“避難施設としての使用に関するの協定”となっていますが、の、は必要ないのではないのでしょうか。

事務局：こちらにも表記の誤りですので削除いたします。ありがとうございます。

委員：P54◆現状と課題◆“就労の継続ができないケースもいおり”となっており、い、は必要でしょうか。

事務局：こちらにも修正させていただきます。

会長：他にございませんようですので、第5章へ入らせていただきます。

事務局：第5章の説明をさせていただきます。分量が多いので、抜粋して説明いたします。1. 平成32年度目標値の設定(1)施設入所者の地域生活移行に関する目標値の人数を変えています。理由が、平成29年度4月1日時点で寒川町において障がい児者の施設入所待機をされている方が22名いらっしゃいます。現在入所されている方の地域移行を積極的に進めるものの、既に待機されている方の新規入所を考慮しなければなりません。第5期障がい福祉計画において、入所から地域生活に移行する方の目標は5人ですが、待機者数を考慮して、入所者そのものの削減目標というのは0人に変更させていただいております。(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については新規で加えさせていただいています。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、市町村ごとに協議の場を平成32年度までに設置することが国の指針としてありますので、町の現状と考え方として現在茅ヶ崎市の保健所の管轄で、精神医療や福祉関係機関との連携を図ることを目的とした連絡会などを活用し、協議を行うとともに、町地域自立支援協議会との連携を図り、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム構築について、こちらの会議でも検討させていただきたいと追加記載しております。(3)入院中の精神障がい者の地域移行に関する目標人数の設定に関しては、県からの報告が上がってきておりませんので、未だ空欄のままです。P60地域生活支援拠点の整備に関しても、町の

現状と考え方として記載の変更をしております。町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制の構築について、圏域や市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して検討を行い、整備に向けた準備を進めてまいりますという記載にし、何が必要なのかといったことはこの協議会を活用して、具体的な協議を今後していくという記載になっております。P62(6)障がい児支援のための提供体制の整備も新たに追加いたしました。町の現状の考え方として、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置等について、町の現状に合わせて、圏域や市町村連携による設置も含め、寒川町地域自立支援協議会を活用して検討をさせていただきます。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、すでに行っている子育て支援課の保健師等が参加している「茅ヶ崎地域小児等在宅医療連携会議」の活用並びに、当該連絡会議と寒川町地域自立支援協議会の連携などを視野に入れ、協議の場について検討し、準備を進めていくという記載を追加しています。冊子かわりまして2. 障がい福祉サービスの種類と見込み量の説明に関して【資料3】をご覧ください。サービスの数字を見込むにあたって、県との調整の中で、町の実績から推計し、作成することとしております。これに基づいて、サービスごとに平成27年から29年度までの一年ごとの伸び率及び3年間の伸び率平均での伸び率を計算し、平成30年から32年度の数字を作成しております。伸び率だけではなく、日数や人数などを基にした実績から推計しているものについては、予備欄に記載しています。そして今計画より短期入所の福祉型短期入所と医療型短期入所を別立てとすることになっております。ここで訂正箇所があります。短期入所の日分について、平成30年度150という記載が正しくは187、平成31年度156という記載が218、平成32年度163という記載が244になっておりますので訂正させていただきます。続きましてP65各種サービス等の考え方と見込み量の記載をしておりますが、居宅介護と短期入所、共同生活援助、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについて正誤表をつけております。サービスの見込み量と考え方について、アンケートによる利用意向の調査結果の詳細の記載を追加いたしました。正誤表P65の第5章2をご覧ください。障がい福祉サービスの種類と見込み量 (1) 訪問系サービスについて『アンケートによると、居宅介護において現在「利用していない」38.8%の方に対し、「今後も利用の必要がない」と回答された方は15.6%に減少してい

ます。「わからない」が19.4%。近年のサービス利用の伸びから考えても、今後もサービス利用は増加するものと考えられます。相談支援等により潜在的なニーズの把握に努め…』という一文に修正しております。また、平成30年度から新たに追加されるサービスについても掲載しました。P72〈6〉就労定着支援について、国の方針に基づいて追加いたしました。P74〈8〉短期入所について、これまでは一つで計上しておりましたが、福祉型、医療型と別々に記載し、見込みについても別々に記載します。P88〈6〉障がい福祉サービス見込み量確保のための方策として、重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを継続するとともに、地域自立支援協議会を活用し広域的なサービスの利用について検討していきたいという表記にいたしました。P90、3地域生活支援事業の見込量について、相談支援事業所の相談件数の実績について、障がいの方が増加しているのに、相談件数が減っている理由についての質問が前回の会議でありましたが、相談にかかっている時間数は減っておらず、むしろ増加しております。ですが、色々な相談のカウントの方法があり、統一出来ておらず、数が計れていなかった実情があります。平成27年度から28年度に関しては、そうしたことを整理させていただいたゆえに数字が減っております。それぞれの計画数値は平成27年度から29年度までの実績を載せさせていただいております。現計画の目標値というのは3月末がいくつという数字を目標としていましたので平成27年から29年までは3月の実績が基本となっていました。平成30年度から32年度の計画、それ以降の計画については一月あたりの平均の数字をそれぞれ使っていく形になります。他市町のものを見ていきましても平均値が望ましいということになっていましたので、寒川町も変更させていただくこととしましたのでよろしくお願いいたします。

会長 : P59精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、高齢者の地域包括ケアシステムもあるし、精神障がい者だけを特定したものなのか、他の障がい者も含めたものなのかを伺いたいのですが。

事務局 : 今現在、高齢者に特化したものなのですが、障がい者にもそくしたものを今後作っていかねばならないといわれています。実際には障がい者全般のものとして作っていかねばならないと言われていくところで、今までのものでいくと、精神障がいの部分は薄いところがありますので、ここについては特にやっていかねばならないと国の方針で出されています。平成32年度までに各市町村に協議の場を設

置することを義務付けられておまして、寒川町として考えていることは計画第5章をみていくと、精神障がいと児童の話がかなりできております。実は協議会のメンバーの中をみていただくと、精神障がいの方は病院から代表の委員さんがいらっしゃるのですが、その他に来年度は茅ヶ崎市の保健所の方を1人追加でお願いしていきたいと思っている事が一つと、児童に関しては児童相談所の方にも入っていただいて協議の場を作らなければならないことがありますのでメンバー追加を来年度以降は考えています。そのあたりは皆様にも折をみて協議いただきたいと思っており、ご質問への回答に加え、来年度以降の予定も説明させていただきました。

会長 : 今、色々なところで地域包括という言葉が使われていることと、児童に関してもこれを一体に総合総括機能ができたら一番良いのではないかと思うのですが、国の方向性もそのようになっているようですので今後もよろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。もし、他に訂正箇所等ありましたら後程お知らせ下さい。それでは以上につきましてご承認をいただけますでしょうか。

委員一同：意義なし。

会長 : よろしいですね。では続きまして議題(3)平成29年度第2回ワーキンググループの経過報告について、座長の中野委員よりお願いいたします。

委員 : 11月1日に第2回ワーキンググループを行いました。内容としては、前回よりお話をさせていただいている相談事業に関して一時的に相談が入る所へアンケートを取らせていただいたその後をどうするか引き続き検討させていただきました。アンケートについて速やかに返答をしていきたいというところ。アンケート結果だけの返答ではなく、アンケート実施から1年が経過してしまっていると感じた点などを分析までいかなくとも検討内容の報告をあわせてしたほうがよいのではないかという話し合いが行われました。今回はワーキンググループメンバー外の委員もお一人が参加して下さいました。委員の立場や経験等をお話いただき、見えてきたことも多くありました。自治会役員さんの中にはそれぞれの考え方をお持ちで、福祉専門に関わっているという訳ではないので結果だけをお伝えするというより、少しディスカッションが出来たり、分からないからこそ偏見が生じる部分もたくさんあるので、その場をとおして言葉を交わしていくということが重要ではないかという話がありました。自治会や民生委員に対する結果報告は、出向いていき報告をしていく必要があるだろうということ

、学校、幼稚園保育園についても学校長会や園長会で報告をした方が  
良いという話になっています。今回、ご検討いただきたいことは、自  
治会、民生委員の方々に対してはアンケートの結果を会合にて報告す  
ることにご承認をいただければと思っています。任期交代等を考える  
と2月の民生委員の会合や自治連の会合に日程調整をしていくと考  
えておりますので、本日決めていただけるとありがたいです。報告内容  
につきましては再度ワーキングを開催いたしまして、内容は1月の自  
立支援協議会にて報告をさせていただく予定です。報告会の参加者  
については、アンケートを自立支援協議会で依頼させていただいており  
ますので、是非、会長の出席をお願いいたします。また、アンケート  
を取った結果からどう展開するかという話が重要で、地域の中で最初  
に相談を受けて下さる方々から福祉の専門相談にどのようにつなげ  
ていくのかということを作っていく交流会の場も企画、検討していま  
す。平成30年度の研修会として、事例発表やどのような相談支援体制  
の中で暮らしているのか等を紹介する案があります。研修会について  
も不特定多数で実施していくのか、ワーキングを拡大して学校の先生  
や保育士さん等と呼んで一緒に検討していくという形をとっていく  
のか、理解についても自治会の方々と福祉的な直接援助をされている  
方では違う部分もあると思いますので、グループ分けをしながら行っ  
ていくこともあるのではないかと。頻回でなくでも定期的に集まり情報  
交換や検討をする場が必要なのではないかとということも検討してい  
くことが必要となっています。以上ですが、ワーキングに出席された  
委員の方、事務局で補足等ありましたら付け加えていただければあり  
がたいです。

委員：【資料4】自治連定例会と民生委員会の日程が逆になっています。

委員：日付と時間は確認いたします。報告会についてこの場で承認、ご意見  
を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長：皆さんの方からご意見ございますか。

委員一同：意義無し

会長：よろしいですね。では第2回ワーキンググループの報告については提  
案含め了承されたものとし、終了させていただきます。(4)その他  
について事務局の方から何かございますか。

事務局：【資料5】として配らせていただいております、ライトイットアップ  
ブルーの実施についてです。

事務局：ライトイットアップブルーの実施について賛同しますという方が8件  
、内コメント無しでの賛同も含まれています。賛同しますが意見があ

りますという方が2件、意見がありますが7件。賛同しますという意見で選んだ理由として、2.委員の方の賛同が得られれば相談支援事業所などが準備を進めて協力を得ながら行うのはどうか、時期については自閉症の啓発デー以外の日でも開催してもよいか確認し変更してでも試行的に始めてみるべきではないかという意見、5.障がいの理解、周知が一番大事、6.生きづらさについて国連が定める啓発デーに一般の人の心に残る取り組みを実施していくのは町としても必要ではないか。7.町内での理解が深まり、周知につながっていければと思う、という意見がありました。賛同しますがその他意見がありますという意見の理由は、8.世界自閉症啓発デーに啓発に取り組むことは重要だが、日程的に4月の第1週は忙しい時期でもあり、多くの方の賛同が得られるか心配。各障がい者団体にも啓発デーや国連が定めた障がい者週間もあるのでそれらの取り組みを視野に入れて対応する必要があるのではないかという意見。意見がありますという理由については10から15で記載させていただいております。説明が前後してしましますが、資料の意見欄に、小さな点（・）と大きな（●）でそれぞれ始まっていますが、（●）は各福祉団体からの意見となっております。10.12月の障がい者週間に参加しているから個々の障がい者啓発デーには参加しないという意見、11.4/2に展示パネルを準備することになっていますが、自閉症啓発デーの日に自分の団体の展示をするのは内容が違うのではないかという意見、12.自閉症ではない他の団体が参加していくにはどうしたらよいかわからない、一度活動のみさせていただき関わられるようであれば参加したいという意見。13.茅ヶ崎地区自閉症児者親の会が独自にやっただき、その後各団体の意見を聞いたり協力を求めたりしてはどうかという意見。14.他の障がい者団体が参加することが、どこまで理解が得られているのか慎重に考えているという意見。15.世界自閉症啓発デーに併せての開催になると混乱が生じるのではないかという意見。皆さん実施についての否定はありませんが、12月の障がい者週間の検討の方が重要ではないかという意見や、実施の際に団体がどう参加していったらよいか分からないという意見をいただいております。

会長 : こちらに対してのご意見はありますか。

委員 : 自閉症啓発デーの時期にこだわらず、啓発イベントはとても大切だと思うので、是非自立支援協議会で啓発イベントをやりたいと思います。4月開催となると時期的に年度初めで忙しいという事と、どうしても自閉症中心になってしまう傾向もあるため、障がい者週間に行うとい

う案もありうるかなと思います。時期を考えて開催はしたいと思いません。

会長 : アンケートに対して他に皆さんから意見はございませんでしょうか。

委員一同 : 特になし

事務局 : まとめますと、来年の4/2の週で、この形での実施は見送りつつ、協議会として啓発活動をやっていきたいという形で意思統一されていると事務局の方では受け止めております。今後、検討、準備を行っていくということではよろしいでしょうか。例えば、本年度は12月の障がい者週間ですと今年の実施内容を詰めるにも時間が足りないかと思えますので、例年どおりにつきりマーケットの際に各事業所の掲示での周知やその他、町職員ができる範囲のところでの啓発活動を行います。本協議会としては、次年度の障がい者週間に向けて検討していく形を取らせていただく事でよろしいでしょうか。

会長 : 検討を事務局の方で進めていただくということで皆さんよろしいでしょうか。

委員 : 具体的に自立支援協議会全体で企画を考えてという事なのか、実行委員会などでの取り組み、どういった形になりますでしょうか。

事務局 : 検討の仕方についても、協議会全体で話していくと協議会の時間の枠の中では難しいかもしれませんが、来年、検討メンバーを数名出していただいて、ワーキングまでいかななくても何かの形で検討していき、各協議会で方向性を報告していただいた方が効率的に進められると考えます。また、自閉症児者親の会さんでのライトアップの実施で、町として協力できることがありましたら（場所、電気等）、ご相談いただければと思っております。

会長 : よろしいですか。

委員一同 : 異議なし。

会長 : では、そのような方向でよろしく願いいたします。他に何かありませんでしょうか。

事務局 : 翔の会で毎年行っている地域セミナーの案内をさせていただきます。12/10（日）茅ヶ崎市コミュニティホールにて、今回、藤沢市の団地内の居室スペースを活用して小規模多機能を行っている“ぐるんとび”の菅原さんに来ていただき、高齢の支援だけでなくお子さんの子ども食堂や世代を超えたたまり場、団地内の高齢化が進んでおり徘徊している高齢者に“ぐるんとび”に立ち寄っていただき一緒にお茶を飲んでもらう等して自宅へ帰ってもらうと安心して帰れるといった、制度にしばられるというよりは、制度を活用して活動されています。

	<p>地域の拠点を作っていくという意味でも、障がい福祉の拠点事業とかかわることが多いのではないかと思うので、是非都合の合う方はご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局：次回、協議会日程の確認をさせていただきます。2/2（金）となります。時間は13時から、場所は町役場災害対策本部室となっておりますのでよろしくお願いいたします。また、相談支援体制に係るワーキンググループの次回の日程も決まっておりますのでお知らせいたします。11/27（月）13時30分から町役場電算会議室となっておりますので、ワーキンググループ以外の方でも参加できる方はよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>会長：それでは以上をもちまして、第4回寒川町自立支援協議会を終了させていただきます。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施に向け、障がい福祉計画（案）を示し、内容確認並びに修正のうえ承認された。</li> <li>・ワーキンググループの活動報告と、今年度の活動方針について協議し、アンケート結果について民生委員や自治会長への報告をそれぞれの会議にて報告していくことので了承された。</li> <li>・障がい理解・啓発活動について、今後の方向性について協議した。</li> </ul>		
配付資料	<p>資料1 寒川町障がい者福祉計画（案）</p> <p>資料2 第4次障がい者福祉計画の実施状況に関する質問事項について</p> <p>資料3 第5期障がい福祉計画サービスの見込み量について</p> <p>資料4 平成29年度第2回相談体制に係るワーキンググループ活動報告</p> <p>資料5 障がい理解・啓発活動「寒川町北口公園ライトアップ」に対する意見について</p> <p>その他 社会福祉法人翔の会2017年度地域セミナー</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p>山根信子委員 長田澄代委員 （平成30年 1月19日確定）</p>		